

農業のモダリティに関する議長テキスト(仮訳)

(2007年8月1日)

前文

添付したドキュメントは、農業交渉の譲許表作成のためのモダリティ案について、最初の改訂を示すものである。

これは(全てではないが概ね)テキスト案の様式となっている。それゆえ、これは必然的に技術的なドキュメントである。したがって、素人が読むにはまだ易しくはないが、そうせざるを得ない。原案との比較をした者は誰でも、ここにかなりの前進を見出すと私は思う。それには理由がある。我々がこの1年に経験してきた全てのつまずき、失敗、行き詰まりにも関わらず、水面下で、前回の案からこの交渉の全ての分野において非常に大きな前進があったということが依然として注目すべき事実であるからである。実際、今やブラケットの数は少なくなった。ブラケットは残ってはいるが、今や私が必須なものとする範囲にまで狭まってきた---つまり、我々が解決する必要がある(私は解決が可能であると考え)程に相対的に狭いレンジとして、又はたとえ合意されていなくとも、我々が置かれた状況において妥当なターゲットになり得ると私が考える正確な数値として残っている。暗示されているに過ぎない交渉上のリンケッジは、見る目を持つ全ての者にとっては存在している(全てがそのままに関連しているということではないが、テキストの別々の2ヶ所に現れる類似した一対の数字は、少なくとも私の考えでは偶然でも無作為でもないことを告白する)。

もちろん、私は議長として、マルチのプロセスの中で加盟国から聞いたことをベースにしてテキスト案の改訂を提示するという努力をした。ここに示したものは加盟国から正確な事前合意を得たものではない。合意は加盟国によってのみ得られるものである。しかし、合意に至る機会を最大にするために、私はイニシアチブを発揮して、願わくばあなた方が議論し、更に磨きをかけ得るものを提供している。私は加盟国が非常に多様で相対立する立場を持っていることをよく承知している。しかし、全ての加盟国はいかなる合意にも妥協が要求されることも知っている。しかも、合意は、確立した好ましい立場から動くことによってのみ達成できるものである。合意は、どの加盟国も自身では全く明示できないような妥協の範囲について、独立の第三者が見解を示すことによって誘発されることも時としてあるが、今がまさにその時であるとの考えを私は加盟国から示された。本格的な議論に入るか否かの決断が我々に迫られる瞬間(今がまさにその瞬間である)に至っており、他に選択の余地がないと、仮にそうでなかったとしても、私は言わなければならない。

どちらにしても、これは成さねばならない。我々は、これ以外の方法をすべて試してみた。その結果、今や失敗するという見通しはあまりに身近で、あたかも我々の友人で

あるかのように誘惑的に我々の前に姿を現す。少なくとも、今、作業ペーパーに基づいた、持続的で真剣なマルチの取り組みに向けた努力を行うことは我々の責任である。

この責任は、我々がこれまでの間に極めて真剣で価値のある前進を実際に成し遂げたことで、益々強まっていると私は感じている。というわけで、私は、テキスト案改訂版が、議長たる自分公平かつ適切に、我々が正しい政治的意志を伴った交渉の真剣な最終的なゾーンに入っていく中で、何がオファー足り得るかを議長の権限として明示し得る限り公平でかつ適切に示していることを何より期待する。立場の違いは、今や比較的狭まっているとても小さいということを強調すべきである。もちろん、いつものことだが、たとえ残された違いが比較的狭まっていたとしても、最後の一踏ん張りが一番困難なものである。しかし、真のマルチ・プロセスに公平なチャンスを与えれば、我々はこれを成し遂げることが可能であることを強調すべきである。

テキスト文書であるからには、決定が残されている領域における政治的、商業的な論点について、例えばチャレンジ文書やそれ以前の参照文書でなされた方法で、この文書が論評を加えることは適当ではない。それらの文書はそれぞれの目的に役立ってきた。今は、これまでもそうであったように、引き続き重要な局面である。この文書は、皆をその心地よい領域から連れ出すことを意図したものであると言えば十分である。合意を得るためには、そのことが起こらなければならない。確かに、狭められた幅、ターゲットの数、技術的なテキスト案は、大きな苦痛を与えるものもあるかもしれない。しかし、その痛みは合意を得るために必要なものである。私は、少なくともその痛みが、枠組み合意の条件の範囲内で、合理的にバランスの図られた形で分散されるように私なりに最善を尽くした。幅が狭くなった分野でも、未だに重要な交渉が行われる余地が(確かに大きな余地ではないが)少しはあると思う(、また、各論点について単に相違をめぐって対立していればいいのだと私が示唆していると気楽に考えているべきではない)。加盟国間の立場が大きく離れていることをしり込みせず認識し、精緻な案文を提案しなかった分野もある。そのようなことをすれば、恣意的で人工的なものになってしまったであろう。もちろん、全ての分野について同程度の精緻さの文書を出したかったのだが、そうはできず、我々の議論の状況を反映して、各分野の精緻さは各々に異なった。しかし、ある国が他の国々のレベルにまで達していないというだけの理由で、多くの論点で加盟国がどこまで達成できるかについての私の考えを敢えて控えめにしか述べないこともやはり無責任なことである。もちろん、全ての論点が同じ程度具体的になる状況に至るまでは、何も最終案とすることはできず、最終案とならないということは明らかだ。

事実、この文書は誰かに何かを強いることはできない。この文書は、加盟国であるあなた方に議論してもらうためにある。どのような最終合意も加盟国の制御下にあるのであり、私の制御下にあるものではない。ドン(NAMA 議長)と私が明らかにしてきたとおり、我々議長は、高みから投げられた小石のようなものとしてテキストを発出しているわけではなく、また、たとえ我々がそのようにしたとしても、加盟国はいずれにせよそのようには

扱わないだろう。このテキスト案のどの数字・部分を受け入れ、又は拒否するかを明らかにするのが加盟国であることは間違いない。ほとんど全ての論点について多くの加盟国が行う発言を、実際のところ私は予め推測することができるかと自信を持って言える。これはまさに然るべくしてそうなのである。しかし、重要なことは、今後の議論の進展のために、多くの選択肢ではなく、むしろ一つの基準点を導き出すことである。従って、今回の改訂版は、プロセスの次のステップとなることを意図して作成された。我々議長は、この改訂版について、9月に集中的な議論の場を設けており、議論に必要なだけ時間をかけるつもりだ。その集中的な議論の後には、不可欠の改訂版ができるだろう。

我々に残されたわずかな時間に、可能な方法全てを用いて、意見の収れんを促すことに引き続きコミットしていることを全加盟国に再確認して、この文書を締めくくる。

国内支持

A. 貿易歪曲的国内支持の全体削減：階層方式

基礎水準

1. 貿易歪曲的国内支持全体の基準は、(i) 農業協定1条(h)に定義される総合AMSの最終約束水準、(ii) 1995-2000年の基準期間における生産額の10% (これは品目別及び品目非特定AMSそれぞれの生産額の5%からなる)、及び(iii) 1995-2000年の基準期間における既存の青の政策の平均支出額と基準期間の農業総生産額の平均の5%のいずれか大きい方、の合計とする。

階層削減方式

2. 貿易歪曲的国内支持全体の基礎水準は、次の階層方式に従って削減される：
 - (a) 貿易歪曲的国内支持全体の基礎水準が、600億ドル(譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額)よりも大きい場合には、削減は[75][85]%;
 - (b) 貿易歪曲的国内支持全体の基礎水準が、100億ドルより大きく600億ドル(譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額)以下の場合には、削減は[66][73]%;
 - (c) 貿易歪曲的国内支持全体の基礎水準が、100億ドル(譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額)以下の場合には、削減は[50][60]%。
3. 第2階層に属し、貿易歪曲的国内支持全体の水準が相対的に高い(農業総生産額の少なくとも40%) 先進加盟国は、追加的な努力を行う。追加的削減は、第2階層と最高位階層間の削減率の差の半分に匹敵するものとする。

4. 小規模低所得移行経済新規加盟国は、貿易歪曲的国内支持全体の削減を行うことを求められない。

実施期間と段階的削減

5. 全体削減の最初の実施分として、実施期間の初年度及び実施期間を通じて、すべての貿易歪曲的国内支持の合計は貿易歪曲的国内支持全体の基礎水準の80%を超えないものとする。残りの削減は、同等量ずつ実施期間の最後まで実施される。

特別かつ異なる扱い

6. AMS約束を有していない途上加盟国は、貿易歪曲的国内支持全体の削減約束を行うことを求められない。
7. AMS約束を有する途上加盟国は、貿易歪曲的国内支持全体に適用される削減は、上記パラグラフ2(c)に示される関連削減率の3分の2とする。
8. 文書(G/AG/5/Rev.8)でリスト化されたNFIDC(食料純輸入開発途上加盟国)は、削減約束から免除される。
9. 全体削減の最初の実施分として、実施期間の初年度及び実施期間を通じて、すべての貿易歪曲的国内支持の合計は貿易歪曲的国内支持全体の基礎水準の80%を超えないものとする。実施期間の2年目及びそれ以降の年については、残りの削減は、先進加盟国よりも長い実施期間に応じて実施される。

その他

10. 貿易歪曲的国内支持全体の削減に関する約束は、最小限の全体的な約束として適用される。必要な場合は、加盟国は、貿易歪曲的国内支持全体の適切な削減を達成するため、総合AMSの最終約束、デミニミス及び/又は青の政策の削減(又は上限)について追加的約束を行うことが求められる。

B. 総合AMSの最終約束水準: 階層方式

階層削減方式

総合AMSの最終約束水準の削減

11. 総合AMSの最終約束水準は、次の階層方式に従って削減される:

- (a) 総合AMSの最終約束水準が、400億ドル(譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額)より大きい場合は、削減は[70]%;
- (b) 総合AMSの最終約束水準が、150億ドルより大きく400億ドル(譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額)以下の場合は、削減は[60]%;
- (c) 総合AMSの最終約束水準が、150億ドル(譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額)以下の場合は、削減は[45]%;

12. 総合AMSの最終約束水準が相対的に高い(農業総生産額の少なくとも40%)先進国は、追加的な努力を行う。加盟国が第2階層に属する場合、追加的削減は第2階層と最高位階層間の削減率の差に匹敵するものとする。加盟国が最下位階層に属する場合、追加的削減は第1階層と第2階層間の削減率の差の半分に匹敵するものとする。

13. 小規模低所得移行経済新規加盟国は、総合AMSの最終約束水準の削減を行うことを求められない。このような加盟国の場合、農業に一般的に適用される投資補助金及び投入補助金、融資コスト削減のための利子補給金並びに債務返済を補填する交付金は、国内支持のAMS約束の計算から免除される。

実施期間と段階的削減

14. 総合AMSの最終約束水準の削減は、実施期間中毎年等量で実施される。

特別かつ異なる扱い

15. 総合AMSの最終約束水準の約束を有する途上加盟国に適用される総合AMSの最終約束水準の削減は、先進加盟国に適用される削減率の3分の2とする。総

合AMSの最終約束水準の削減は、先進加盟国よりも長い実施期間にて毎年等量で実施される。

16. 文書(G/AG/5/Rev.8)でリスト化されたNFIDC(食料純輸入開発途上加盟国)は、AMS削減約束から免除される。

17. 途上加盟国は、農業協定6条2項の規定を引き続き使用できる。

その他

18. 農業協定18条4項で規定されているように、例外的な状況を引き起こしている場合は、個別に及び合理的にケース・バイ・ケースで対処される。

C. 品目別AMSの上限

一般

19. 品目別AMSの上限は、当該加盟国の譲許表に示される。

20. 農業協定6条3項は、品目別AMSの上限に関するモダリティを反映するため、次を追加することにより修正される：

6条3項：加盟国は、譲許表に明記された品目別AMSの上限を超えてはならない。

21. 当該加盟国の譲許表に明記された品目別AMSの上限は、ウルグアイ・ラウンドの実施期間(1995-2000年)に支出された支持の平均とする。

22. 米国について、品目別AMSの上限は、[1995-2004年の]期間中の品目別支持の平均割合を、ウルグアイ・ラウンドの実施期間(1995-2000年)の平均総合AMSに適用することで定める。

23. 加盟国が、基準期間後にデミニミス水準を上回る品目別AMSを計上した場合、その品目の基準期間は、通報された直近2年の平均とする。

24. 基準期間中の品目別AMSがデミニミス水準を下回っていた場合は、当該品目のAMSの実行水準は、[現行の][新たな]デミニミス水準を超えてはならないものと

する。

25. 品目別AMSの上限は、その実施期間中、毎年等量で分割実施される。品目別AMSの上限の実施期間の開始水準は[]。

特別かつ異なる扱い

26. 途上加盟国の場合は、個々の品目の現行のAMSの実行水準は、次の方法のいずれか一つによって定められる水準を超えてはならない：
- (a) 当該加盟国によって選択され得る基準期間1995-2000年又は1995-2004年の基準期間の実行平均水準；又は
 - (b) その加盟国の品目別デミニミスの2倍；又は
 - (c) 総合AMSの各年の譲許水準の20%

D. デミニミス

削減

27. 農業協定6条4項(a)に拠るデミニミス水準は、少なくとも[50][60]%削減され、貿易歪曲的国内支持全体の削減率に合わせるために必要とされる場合は、さらに大きく削減される。
28. 小規模低所得移行経済新規加盟国は、デミニミスの削減を必要とされない。
29. 新たなデミニミス水準は、[実施期間の当初から適用される][実施期間を通じて毎年等量で削減される。]

特別かつ異なる扱い

30. 次の途上加盟国は、デミニミスの削減が免除される。
- (a) AMS約束を有していない途上加盟国

(b) AMS 約束を有しているが、自給的農家及び資源の乏しい農家にほとんど全てのデミニミス配分している途上加盟国

(c) 文書(G/AG/5/Rev.8)でリスト化されたNFIDC(食料純輸入開発途上加盟国)

31. その他のAMS 約束を有している途上加盟国については、農業協定6条4項(b)に拠るデミニミス水準は、貿易歪曲的国内支持全体の削減率の方が大きい場合はその削減率に合わせるために必要な分だけ追加削減される先進加盟国の削減の3分の2とする。AMS 約束を有している新規加盟途上国の場合は、さらに5%の猶予が与えられる。それら全ての加盟国については、新たなデミニミス水準は、先進国よりも長い期間を通じて段階的に削減される。

E. 青の政策

基本的な規律

32. 以下に示される追加的規律を条件に、6条5項は、次のとおり修正される：

6条5項

次の直接支払の支払額は、その加盟国の現行の総合AMS水準の計算から免除される：

(a) 生産制限計画による直接支払であって次のいずれかに該当するもの：

(i) 一定及び不変の面積及び生産に基づいて行われる支払

(ii) 一定及び不変の基準となる生産水準の85%以下の生産水準について行われる支払

(iii) 一定及び不変の頭数について行われる家畜に係る支払

又は

(b) 生産を要しない直接支払であって次に該当するもの：

(i) 一定及び不変の基準及び生産に基づいて行われる支払、又は

(ii) 一定及び不変の頭数について行われる家畜に係る支払、及び、

(iii)一定及び不変の基準となる生産水準の85%以下の生産水準について行われる支払

追加的規律

青の政策の上限

33. 直前のパラグラフに示されている規律に加えて、加盟国は、以下で定める額を超えて6条5項の下での支持を支出してはならない。この額は、加盟国の譲許表に具体的な額の約束として常に示されるものとする。
34. 6条5項の下での支持の最大許容額は、基準期間中の農業総生産額の平均の2.5%を超えないものとする。この制限は、実施期間の開始時点から適用される。
35. 基準期間中に、青の政策が貿易歪曲的国内支持において例外的に大きな割合 - 40%と定義 - を占める加盟国の場合は、6条5項(a)の下での支持の削減率は、当該加盟国が行う総合AMSの最終約束水準の削減率と同等とする。即時の実施が過度な負担となる場合には、そのような加盟国に対して短期間の実施期間を検討する。

その他の規律

36. 6条5項(a)の下での個々の品目に支出される支持の額は、1995-2000年の期間の当該品目への平均支出額を超えないものとする。
37. 6条5項(b)の下での個々の品目に支出される支持の額は、青の政策全体の上限(農業総生産額の2.5%)を、法的に定められた品目別の最大支出額の比率で按分した額の[110][120]%を超えないものとする。
38. この条の下で決定される制限を超える、個々の品目に対する青の政策の増額は、その額が当該品目のAMSの実行水準の削減相当額を超えず、AMSから青の政策へ1:1で不可逆な場合に認められることとする(綿花の場合は異なり、その比率は2:1とする)。基準期間に特定の品目のAMS実績がない場合は、青の政策の増額は、当該支持が青の政策全体の上限の10%を超えず、青の政策全体の上限が守られている場合に、その品目に対して認められる。

特別かつ異なる扱い

39. 途上国については、6条5項の下での支持の最大許容額は、基準期間における農業総生産額の平均の5%を超えないものとする。
40. 基準期間中に、農業総生産額に占める割合が25%を超え、かつ、総合AMSの80%を超える特定の品目について、AMSから青の政策へ1:1で不可逆な移行を選択した途上加盟国は、前条のパラグラフにおいて規定する最大許容水準を超え得る場合においても、それを行うことができる。

F. 緑の政策

41. 農業協定附属書2は、本文書の附属書Aに示されているとおり修正される。

G. 綿花生産に対する支持の削減

42. 綿花に対するAMS支持は、以下の方式に従い削減される。

$$R_c = R_g + \frac{(100 - R_g) * 100}{3 * R_g}$$

R_c = 綿花に適用される具体的な削減率

R_g = AMSの一般的な削減率

43. これを、1995年から2000年までsupporting table DS:4に加盟国が通報した総計の算術平均として計算された支持の基準額に適用する。

綿花に適用される青の政策の上限は、前条で規定した方法で定められる品目別上限の3分の1とする。

実施

44. 綿花の貿易歪曲的国内支持の削減は、実施期間の3分の1の期間で実施する。

特別かつ異なる扱い

45. この協定に関係する規定の下、綿花に係るAMS及び青の政策の約束について、途上加盟国は、上記パラグラフ42で規定した水準の3分の2の削減率を適用する。
46. 途上加盟国は、先進加盟国よりも長い期間を通じて綿花に対する約束を削減する。

市場アクセス

A. 関税削減のための階層方式

削減における基本的事項

47. 策定される他の特定の規定に従いつつ、関税は、以下のパラ49から53における階層方式により、譲許水準¹から毎年等量で削減される。
48. 非従価税を階層方式の適切な階層に当てはめるため、加盟国は、関連規定とともに、2006年6月12日文書の付属書Aの従価税換算値(AVE)の計算方法に従う。

階層方式

49. 加盟国は、次の階層方式に従って譲許税率を削減する：
- (a) 譲許税率又は従価税換算値が0超20%以下の場合、削減は[48-52]%；
 - (b) 譲許税率又は従価税換算値が20%超50%以下の場合、削減は[55-60]%；
 - (c) 譲許税率又は従価税換算値が50%超75%以下の場合、削減は[62-65]%；及び
 - (d) 譲許税率又は従価税換算値が75%超の場合、削減は[66-73]%。
50. パラ52に掲げる場合を除き、途上国は、以下の階層方式²により、譲許税率を削

¹ 枠外税率のこと。枠内税率はパラ 85-87 による。

² モダリティのこの側面についての最終合意が今後なされる中、加盟国は議長のコラムニストで示唆された、ウルグアイ・ラウンドと類似した基本的な手法、つまり、途上加盟国において全体で 36%の

減するものとする。:

- (a) 譲許税率又は従価税換算値が0超30%以下の場合、削減はパラ49(a)の先進国の削減率の2/3;
- (b) 譲許税率又は従価税換算値が30%超80%以下の場合、削減はパラ49(b)の先進国の削減率の2/3;
- (c) 譲許税率又は従価税換算値が80%超130%以下の場合、削減はパラ49(c)の先進国の削減率の2/3; 及び、
- (d) 譲許税率又は従価税換算値が130%超の場合、削減はパラ49(d)の先進国の削減率の2/3

51. 途上国がこのフォーミュラ適用の結果として約束する最高平均削減率は、[36][40]%とする。上のフォーミュラ適用により、平均削減率が途上国に対するものより大きくなる場合には、当該途上国はその平均水準内に収まるよう、階層間で比例的により低い削減率を適用するとの柔軟性を有する。

52. 小規模脆弱経済国³は、途上国の各階層に適用される2/3削減を更に10%下回る削減率を適用する権利を有する。このフォーミュラ適用により全体関税削減率が[24]%を超える場合には、当該国はその平均水準内に収まるよう、自由に小さな削減率を適用する権利を有する。

53. 小規模脆弱国(又は脚注3の補助リストに掲げる国)がシーリング・バインド又は同一の低税率での譲許を行っており、上述の方法により存続不能な負荷を強いられる場合には、当該国は階層方式による削減ではなく、全体的な平均削減だけが適用される。

削減、各品目について最低 15%の削減を行うという提案を熟考してもいい。脚注3で触れられている加盟国やRAMについては、幾分か緩和されうる。

³関係する国々は、パラグラフ 134 にて記載された基準を満たしており、アネックスCに記載されている国である。この枠組みで明らかにされたように、SVE については新しい加盟国の分類を作ることは意図されていない。そうした原則を心に留めつつ、以下の加盟国については、この扱いが大雑把に相対的に適当であると考えられるとの前提で、SVE の加盟国でなくとも、当該加盟国自身が利用することを選べば、この扱いを受ける資格があると考えられ得る(コートジボワール及びナイジェリア。加えてパラ 137 の基準に合致することを示すデータを提供可能な加盟国)。こうした後に掲げた加盟国については、階層方式において変動する階層区分を選ぶ自由も持っている。

B. 重要品目

指定

54. それぞれの先進加盟国は、有税タリフラインの[4][6]%までを重要品目として指定する権利を有する。タリフラインの30%以上が最上階層に属する加盟国は、パラ58に掲げる条件に従い、重要品目の数を[6][8]%に増やすオプションを有する。加盟国が輸入関税約束を6桁で行っていることにより、タリフラインの絶対数で不均衡な制限を強いられる場合には、同様に[6][8]%に増やすオプションが与えられる。
55. 途上加盟国は、タリフラインの1/3分多い数までを重要品目として指定する権利を有する。

取扱い - 関税削減

56. 先進加盟国は、重要品目に指定された品目の譲許税率について、指定しない場合に要求される削減率からの乖離が認められる。この乖離は、階層方式削減率の最低で1/3、最高で2/3とする。
57. 途上加盟国は、途上加盟国に適用される階層方式により要求される削減率の最低1/3、最高2/3分の乖離を行う権利を有する。

関税割当拡大

58. 上記のパラ及びパラ54、55及び59-64に沿った重要品目に係る規定の適用による先進加盟国の関税割当は、最大乖離2/3が使われる場合、物理的単位で表した国内消費量の最低[4][6]%の新しいアクセス機会を導くものとする。他方、最低乖離1/3が使われる場合、新しいアクセス機会は最低[3][5]%とする。
59. 加盟国がパラ54に沿って、重要品目の数を増やす権利を有し、その権利を行使することを選択する場合は、最低の数字として前の文に掲げる量と同等の量が維持されるが、同時により高い平均値である[4.5][6.5]%が達成されることを確保する義務を有することとなる。さらに、譲許関税削減の約束適用後、従価税100%を超えるタリフラインを有税タリフラインの5%以上維持する加盟国がいる場合には、さらに[]%増やすとの後者の追加的要求(全体的平均)を満たす必要がある。

60. 現行譲許税率が50%超(つまり、パラ49(c)及び(d)の階層に入るもの)で、MFN輸入が既に現行関税割当による輸入の50%より多い場合(かつその関税割当が既に国内消費量の最低2%になっている場合)で最低乖離が使用される場合、関税割当拡大約束は1/4分減らされる。他の2階層に属する品目については、同様の条件適用により、1/5分減らされる。
61. 既存の譲許関税割当による輸入が既に国内消費量の10%以上で、最低乖離が使用される場合、パラ58の関税割当拡大は[2.5][3.5]%を上回らなくてもよい。輸入が国内消費量の20%以上の場合、拡大は[2][3]%を上回らなくてもよい。
62. 譲許関税削減の約束適用により、MFN関税の削減による輸入が、新しい関税割当約束の[2][3]倍増えてしまう場合、新しい関税割当約束は半分にまで減らすことができる。ただし、この規定は、MFN関税を引き上げる又は補完する他のWTO整合的な措置には適用されない。
63. 途上加盟国に対しては、先進国の2/3の関税割当拡大が適用される。途上加盟国の国内消費量には、自給生産の自家消費は含まれないものとする。
64. 重要品目の関税割当拡大は、MFNベースのみによるものとする。

C. その他の要素

タリフ・エスカレーション

65. 我々は、すぐに決断ができるような中心的課題を特定することができるような状況にいないのが事実である。最近いくつかの意味のなるやりとりがあったものの、たった少ししか進んでいない。我々がこの事項を解決に導く最終テキストなしには、交渉を終えることができないのは明らかである。しかし、そうでもないのに合意に向けての近い土台を持っていると装っても仕方がない。この項目は、このテキストを改訂するに至るまでに、他の事項より集中的な作業が必要とされる。そうすべきであり、私は、その必要性を強調するために、問題を覆い隠すものとして機能するためだけの理論を創案するつもりはない。私が強調するのは、せいぜい以下のようないくつかの点である。
66. 第1に、私はチャレンジ・ペーパーで書いたことにとどまっている。追加的な非公式の議論によって、その思いは強くなった。
67. 第2に、マンデートは無視され、じゅうたんの下に追い払われることはありえない。我々がこの事項に留意し、結果を得る必要があるという事実から逃れることはでき

ない。

68. 第3に、多くの加盟国の関心事項ではあるが、特に途上国、及びその内一次産品及び熱帯産品に強い関心を有する国にとっての関心事項であり、そのことによりこの事項を取り扱う必要性がより強いものとなる。

69. 第4に、いくつかの提案がテーブルに載せられており、建設的な精神で対処する必要がある。これらの提案は現在の形では合意から程遠いものであり、その全てについて合意はできないと考える。それらの提案は我々の作業の正式なベースとはなりえないが、近い将来我々は議論に焦点を当てるためにそれらを材料の一つとして使うべき。

70. 第5に、全体の文脈において、我々は本件について現実的になるべき。これは、私が本件を無視すべきと言っているのではなく、関税自由化の主な部分は階層方式によりなされるという明確な政治的現実を事実として認識する必要があり、また、本件は一般的な意味で主要フォーミュラの切り札となるようなモダリティの事実上の主要事項となる可能性はない。本件は特定の状況においてフォーミュラを補完する役割を果たすものではあるが、あくまで部分的なものである。

71. 第6に、実証可能で数値化可能なケースに焦点を当てるべき。それにより、事実上のものではなくより理念的な、付加価値の深遠な連鎖に迷いこむ可能性は小さくなるが、いずれにせよ、比較のおおざっぱで使いやすい関税削減の方法による対処は不可能になる。

72. 第7に、我々は主要な関心事項について、ある種の事実上の出発点となる基準を考えるべき。言い換えれば、数学的に存在する事実上又起こりえるケースを個別に全て見るのではなく、より目に余るケースに適用する方法を探してみるということ。そうであれば、最低限の差という概念、例えば従価税でどれだけ差があるかということを考えることができる。

一次産品

73. タリフ・エスカレーションによる悪影響が、階層方式やタリフ・エスカレーションに対する特定の措置を通じて排除されなかった場合、加盟国は一次産品依存国とともに、満足のいく解決方法を得るよう取り組まなければならない

74. これに合致する形で、以下の手法が適用可能。

- (a) 一次産品依存途上国は、単独であるいはグループとして、タリフ・エスカレーションに対処するため、自らにとって関心ある産品を特定及び提示する。これらは、モダリティの一部として採択される。これにより、タリフ・エスカレーションとして対処すべき品目の組み合わせが示される。
 - (b) 先進国及びそれを行う立場にある途上国は、特定された産品についてタリフ・エスカレーションの削減を行う。
 - (c) 実施期間終了時に、特定された一次産品と加工品との違いは[X]パーセントを超えないものとする。この目的のため、途上国によって特定された産品にかかる全ての非従価税は従価税で譲許される。
75. 一次産品貿易に影響を与える非関税措置の撤廃に関する交渉に係る適切な手続に関する規定も定めることとする
76. 安定的かつ公平で利益を生む水準で、農業一次産品の輸出価格を安定化させるため、政府間商品協定を含め、加盟国が適切な方法を採用することにより共同行動を実施する可能性を保証するための規定が策定される。
77. 上記のパラグラフの規定に従った政府間商品協定の交渉及び採択は、生産国及び消費国共同で、あるいは一次産品依存生産国のみのどちらかの方法により行われる。
78. そのような政府間商品協定は、それらの国々自身によって協議、採択されるか、WTO、UNCTAD、または国際的一次産品機関の主催の下の協議の後採択される。
79. 政府間商品協定は、国際的に、あるいは地域をベースに協議、採択される。
80. そのような合意により、生産者組合の参加が提供されることもある。
81. (ガット)20条(h)の一般例外規定は、関心のある一次産品生産国のみが締約国の政府間商品協定にも適用される。
82. 技術的支援は、特に一次産品の世界市場の改善と政府間商品協定の採択と実施のために提供される。
83. 上記パラ81及び82の規定に従って技術的支援を提供するために国際貿易及び他の機関より必要とされる財源は、貿易のための援助を管理するためにWTOに設置された仕組みを通して監視される。

関税簡素化

84. すべての農産品の譲許税率は、実施期間の終わりまでに単純な従価税[もしくは従量税と複合税]で表記されなければならない。どのような場合でも、輸入関税は現在より複雑な方法では譲許されない。複雑なマトリックス関税のような、特に複雑な形態の譲許税率は、撤廃されるか、少なくとも透明で検証可能な方法で簡素化される。全ての簡素化の場合について、加盟国は、譲許表案とともに補足データを提出し、(または、実施期間開始後に簡素化が行われる場合には農業委員会において)簡素化した譲許税率が、元のより複雑な関税に代わるものであることを示すものとする。

関税割当

(a) 譲許枠内税率

85. これはまさに交渉されるべきこととして残っている。以下を方向性として提案する。
86. 枠内税率は、貿易が実際に行われることが保証されるレベルまで削減されなければならない。少なくとも、MFN税率の削減率と枠内税率の削減率がどのような組み合わせであっても、両者の幅が大きくなり、枠内アクセスに不利な状況をもたらすことがあってはならない。この原則が合理的であれば、この事態を防ぐために、枠内税率の削減はどんな場合にも各階層の削減率よりも小さいものであってはならない。しかしながら、多くの国は、交渉の結果、全体の水準は低いかもしれないが、現在の(MFN税率と枠内税率の)相関関係を維持すること以上のアクセス諸条件の改善がなされると見ているだろう。そうであれば、これは、現在の状況からいくつか又は全ての枠内税率の完全撤廃までの間のどこを交渉結果とするかという問題である。
87. 枠内税率の削減は、(適用されるならば)階層内又は全体的な平均削減の計算には使用されない。

(b) 関税割当の運用

88. 関税割当の運用は検討中の提案を考慮に入れて今後作成される規律が適用さ

れる。これは重要事項であり、モダリティの一部とならねばならないもの。草案に達するためには更に集中的な作業が必要である。

特別セーフガード(SSG)

89. 農業協定第5条は、先進国について、実施期間の最後に失効する。そのため、加盟国は、UR農業合意で認められたSSGが適用可能なタリフラインの数を実施期間当初に最低50%削減し、それ以降は毎年同率で削減する。

又は、

90. 先進国は、重要品目として規定される数と同じタリフライン数のSSGを保持する権利を有する。[しかし、そのようなSSGの諸条件は、

(a) 数量トリガーに関しては、輸入が直近3年の平均との比較で25%以上増加している場合に発動可能で、レメディは実行関税の1/3を追加することを最大とする、かつ、

(b) 価格トリガーに関しては、現行協定第5条の厳格さについては、第5条第5項の(b)から(e)において現在規定されている特定の数を修正し、効果的に半減する、

という簡素化が行われる。]

D. S&D(途上国に対する特別のかつ異なる扱い)

1. 特別品目

(a) 選択

91. これは明らかにモダリティの基本的な要素だが、明確なテキストにするほどには十分に成熟しておらず、現状では、挿入されなければいけない数字が角括弧となった無意味なものになるか、あるいは加盟国の同意という裏づけが無い人為的な構造物になってしまう。どちらにしろ、私はやってみることに意義を見出せない。とはいうものの、最近ではかなり建設的な意味での現実的な取り組みが行われており、完全に膠着していた一年前よりは、はるかに良い状態にある。したがって、以下において、私は、我々の9月の作業を活発化する助けとなり得る、いくつかの取りうる方向性を示すつもりである。

92. 各途上加盟国は適切な数のタリフラインを『特別品目』として自己指定する権利を有する。特別品目の指定は、各途上加盟国の食料安全保障、生計保障及び農村開発の基準に基づいた、(今後確定される)指標に従う必要がある。全ての約束は、MFNベースで行われることになる。
93. その他に、私は9月の集中的な起草プロセスを容易にするための方向性として以下を示したい。
94. 第一に、G33の指標リストに取り組むことである。このようにするからといって、指標リストが現在の形式で、基本原則として正式に『合意』されたと仮定するわけではない。しかし、我々は何らかのテキストに基づいて作業を行う必要があり、現実的な観点から言って、この取り組みが最も意義のあるものである。
95. 第二に、その文書に出てくる概念を実施可能な形で数値化することである。(例えば、『大きな割合』、『比較的低い比率』等の概念)
96. 第三に、指標が透明であり(アクセス可能であるという意味)、客観的で、且つ誰にでも確認できるものであるべきことにつき合意すること。当該指標には、国際的に収集され浸透しているデータや、国レベルで利用できるデータを、他の加盟国がアクセスできる形式で活用することとする。
97. 第四に、選択においては、枠組み文書や香港合意の下で、特別品目に係る条項における各国の特異性を踏まえた性質を踏まえ、単一の基準を全ての国に厳密に適用する手法に行き着くような見方は捨てることである。もちろん、一つの選択肢としては、事前にどのような数字も決めずに、指標がいったん合意されれば、それらによって導かれたものを受け入れるというものである。もう一つの選択肢は、以下に示すような大まかな方向性に沿ったより調整を加えた手法を採択することである。
- (a) ガイダンスに従い指標が提供したものが何であれ、どのような場合でも、ある最小限の比率の特別品目が利用可能である保障があること。その数は重要品目に認められるものより大きなものとされること。
 - (b) 新規加盟国に特別な追加的柔軟性が与えられること。及び、
 - (c) 小規模脆弱国及び上記の脚注3で触れられた国々を含む途上加盟国については、基準を比例的に高い水準にすることができる。こうした加盟国についてはその基準を越えても上限は無いものとする。

98. 第五に、取扱いについては、私の考えはチャレンジ・ペーパーでご存知のとおり、一部の加盟国はその考え方に反対であることを私に明らかにしている。しかし、それらの国々は加盟国としてこの件について、何らの合意にも至っていないことも私は分かっている。⁴

2. 特別セーフガード措置(SSM)

99. これも明らかにモダリティの基本的な要素だが、明確なテキストにするほどには十分に成熟しておらず、現状では、挿入されなければいけない数字が角括弧となった無意味なものになるか、あるいは加盟国の同意という裏づけが無い人為的な構造物になってしまう。どちらにしろ、私はやってみることに意義を見出せない。とはいうものの、最近ではかなり建設的な意味での現実的な取り組みが行われており、完全に膠着していた一年前よりは、はるかに良い状態にある。したがって、以下において私は、チャレンジ・ペーパーに沿って行われた建設的な議論に従って、我々の9月の作業を活発化する助けとなり得る、いくつかの取りうる方向性を示すつもりである。

100. SSMのトリガーには、価格と数量という、2つの異なるものがある。香港宣言はこの点については明瞭であった。

101. SSMは、途上国の農家の必要、つまり、農村開発や食料安全保障、生計保障の必要に対応するために存在する。SSMは本質的には輸入のみに適用されるものではない。これは、SSMの基本的な方向性が、国内で生産される品目と、これらの品目の代替物に向けられていることを強く示唆している。

102. SSMは特惠供与国に対する防衛策を提供するものではない。この理由から、もし特惠貿易がトリガーの計算に数え入れられるならば、レメディは特惠貿易にも適用されなければならない。もし、特惠貿易がレメディの対象にならないならば、特惠貿易はトリガーを計算する上で数え入れられてはいけない。現実的な観点からすると、特惠貿易に関する取り決めがそうしたレメディを許容するとは考えにくい。したがって作業仮説は、全ての特惠貿易はトリガーの計算に含まれないというものになるだろう。

103. 同じく一般的に受け入れられていると思われるが、価格および数量に基づいたレ

4 もし、さらに集中的な作業が行われた後にもこの問題が解決困難なままであれば、加盟国は脚注2で触れられたような手法の利点を検討したくなるかもしれない。こうした手法は、もし適用されれば、この要素に関して現在のように複雑になることを防いでくれるだろう。

メディは、同時に同じ品目には適用されない。

104. 詳細なトリガーが最終的にどのようなものになるのであれば、このメカニズムが途上加盟国によって、文字通り何十回、何百回も発動され得るべきではないという明確な合意が得られている。そのような状況は、どの加盟国も意図していないことだ。このメカニズムは、その名前が示すように、『特別』な状況で使われるためのものである。
105. トリガーとレメディは『通常』の貿易が行われている状況で発動するべきものではない。言い換えると、SSMは、上下の変化が標準的な貿易に対して、秩序を乱すようなやり方で適用されるべきではない。SSMはより異常な、または行き過ぎた変化に対して向けられるべきである。
106. トリガーとレメディは、関係する途上加盟国によって利用されるためのものである。このメカニズムはこの理由のみからも、そうした加盟国が使う際に、過度に複雑であったり負担になったりしてはならない。
107. 様々な立場が存在し、合意にたどり着くには現実的な妥協がまさに必要なのは分かっているが、以上のような要素を手掛かりにして、合意できるかもしれないいくつかの分野について考察する価値はあるかもしれない。
108. 数量トリガーについては、『通常』の貿易を破綻させないような、あるいはメカニズムが比較的小さな変化に過敏にならないような合意とするためには、これらの点を判断する際に照らし合わせるための適切な基準が必要になる。直前の3年、または5年が適当だろうか。もしトリガーが、その過去の水準のあまりに近傍に設定されると、事実上全ての増加がトリガーに引っかかることとなることだろう。しかし、もし水準があまりに急速に、または過度に変動した場合には、適用が必要となるのは明らかである。110%の周辺のどこかであろうか。
109. 価格については、平行した2つの考え方がある。月ごとの変化では、発動が非常に容易になる。数年間という非常に長い期間では、有意な変化を覆い隠してしまう可能性がある。もしかすると、12~18ヶ月の周辺が検討に値するかもしれない。レメディは平均の基準価格と輸入価格との差の全部とすべきだろうか。(交渉によりこれらがどのようなものになるかと。)
110. もしSSMの適用による現実的な効果が、その後数年間において貿易の基本水

準を実際に下げることにつながり、結果将来的な発動が事実上行われにくいものになるのであれば、それはおかしなことである。このことは、レメディは、暦年、会計年度、市場年度その他の当該品目に適用される何らかの12ヶ月間の終了時点まで適用されることを示している。

111. 現行のウルグアイ・ラウンドの譲許税率を越えてしまうような適用をもたらし得る合意には、容易にはたどり着かないと思われる(おそらくLDCの加盟国の場合を除いては)。なぜなら、それでは逆行する効果を持つことになるからだ。ここで実現可能な最大限のものは、通常より激しい水準の変化を対象とし、LDCに焦点を当てるような、厳しく制限・調整された状況だろう。

3. 熱帯産品及び麻薬代替品の完全自由化

112. 我々は、早急な決定を容易にするような方法で中心的な問題を明確にすることができる領域に達していないのが現実。我々は、まだ、この問題で立場が大きく離れているが、ある程度前進してきている。最近、我々は、ある程度真剣に取り組んでいる。明らかに、この問題も解決しなければ、この交渉を終えることができないし、また、最終モダリティ案も作成できない。しかし、何も(意見が接近して)ない時に基本的な合意に近づいているふりをすることによって、得られるものは何もない。このテキスト案を改訂できるようになるまでには、この問題に関して、他のいくつかの領域より徹底的な作業が必要である。はっきりとその必要性を強調するために、我々は徹底的な作業をしなければならないし、問題を覆い隠すものとして機能するためだけの何かを創案するつもりはない。私が提案できるのは、せいぜい以下のようなある種の作業仮説である。

113. 第1に「リスト」に関して、リストはウルグアイ・ラウンドの例示リストに「おまけ」がつく程度であろう。これは、ただ、「例示する」という言葉の指す内容についていろいろと考察した結果であるだけではない。URで示された例示リストより、広い範囲を含むことを主張している加盟国が多数あることは、交渉の現実である。そのことは、認識されなければならないし、議論しなければならないものであり、どんな交渉においても、譲歩と妥協が必要である。とは言うものの、交渉において求めるもの全てを手に入れる者はいないということも言える。したがって、どのような最終的なリストも、最新のケアンズグループのリストより「少なく」なる必要があるだろう。

114. 第2に、どんな加盟国も、「麻薬代替」品を「区別する」義務はない。しかし、いくつかの加盟国は、麻薬代替品を区別する用意がある旨を示しており、仮に麻薬代替品を区別することを成し遂げることができたならば、実に有用なステップになると

私は確信している。

115.第3に「完全自由化」という言葉に意味を与えなければならない。譲許関税の最大限の削減「以下」の自由化は、定義上、「完全」とは呼べないであろう。では、その最大限の削減とはなにか。この文書の他の場所でも述べているように、今後交渉が行われる先進国の最上位階層削減率の範囲は、(66)(73)パーセントである。したがって、一度最上位階層削減率をその範囲に設定すると、熱帯産品及び麻薬代替品の関税削減率はそれよりも大きく、それより小さいということはない、と一般に考えることは避けられないだろう。

116.第4に、事務局は、当初無税となっていなかったUR例示リストの品目が、URにおいて無税となった経緯についてまとめた(本文書の後ろにある付属書1を参照)。一つの選択肢としては、今次ラウンドの改善目標を、最低限でも、その成果の倍数に設定するということがある。また、この文書は、現在も残っている税率の相対的な分布も示しているが、従価税換算値が10%以下のものが大きな部分を占めている。

117.第5に、この分野に関しては、特にタリフ・エスカレーション、一次産品及び特惠侵食におけるマンドートにおける条件をどう取り扱うかということ整合させる必要があることに留意しなければならない。

4. 特惠侵食

118.この問題に関して、決定の要素を早急に適切に組み立てることが不可能なほど少しかけ離れている。我々は、いくらかの好ましい前進してきており、いくつかの点については、他の分野より明確であると思う。我々は近頃、ある程度真剣に取り組んでいる。明確に言うと、この問題も解決しなければ、この交渉を終えることができないし、また、最終モダリティ案も作成できない。しかし、何も(意見が収斂して)ない時に基本的な合意に近づいているふりをすることによって、得られるものは何もない。このテキスト案を改訂できるようになるまでには、この問題に関して、他のいくつかの領域より徹底的な作業が必要である。はっきりとその必要性を強調するために、我々は徹底的な作業をしなければならないし、問題を覆い隠すものとして機能するためだけの何かを創案するつもりはない。私が提案できるのは、せいぜい以下のようなある種の作業仮説である。

119.第1に、農業分野において議論の中心である「高級商品(big ticket)」品目と呼ばれる一定の範囲がある。これらの品目が何かということは謎ではない。さしあたり、砂

糖に関しては、チャレンジ・ペーパーでのコメントが今も有効だと思う。バナナは、この問題におけるもう一つの主要な品目である。他の品目があることは明らかだが、重要性の観点からいえば、砂糖やバナナと同じ部類に入るとはいえない。

120. 第2に、バランスの取れた見方を維持する必要がある。特惠侵食は、この交渉の結果として起こるだろう。重要なことは、純粹に数字の上で特惠侵食が避けられないことに着目するのではなく、真に影響のある品目に着目することである。

121. 第3に、我々はその点の判断に達するために、道理にかなった代替的な方法によって、正しい方向へ向かうべきである。私はチャレンジ・ペーパーにおいて、ある可能性について提案した。その提案に執着するつもりはないが、我々はこの種の方法性に沿った大まかな何かが必要なのではないかと私は考えている。

122. 第4に、非貿易ベースの解決策が既にあるが、特惠侵食が真に問題となっている場合には、唯一の回答とはならない。ある程度避けられないことだが、貿易ベースの方法がいくつかあり、これはどうやっても普及しなさそうだという事実を反映している。そのような場合、実施期間の延長は現実的な成果となりそうである。

123. 第5に、この作業を進展させる一助として、私は事務局が行った分析作業を付属書2として添付した。この作業に用いた方法は、特定の実質的立場を予断していないが、現実的な問題がどこにあるのかより明確にする手助けとなると私は考えている。

E. 新規加盟国

124. サウジアラビア、旧ユーゴスラビア共和国のマケドニア、ベトナムは、最も新しい加盟国として、この合意の全ての新しい約束の実施から免除される。

125. 他の全ての新規加盟国については、このモダリティに基づく約束の実施期間がWTO加盟時の約束の実施期間と重複している場合、このモダリティに基づく約束の実施期間の開始は、加盟約束の実施期間の終了後1年後とする。

126. 新規加盟国の実施期間は、他の加盟国の実施期間終了後[2]年間まで延長することができる。

127. 新規加盟国は、各階層の関税削減率について、階層方式適用の場合の削減率から従価税[5]%分少なくする権利を有する。新規途上加盟国については、10%未満の譲許税率については、削減を免除する。

128. 小規模低所得経済移行新規加盟国は、譲許税率の削減を行う必要がない。

129. より具体的な規定は、この文書の関連部分に書かれている。

F. 後発開発途上国 (LDC)

130. LDC加盟国は、譲許税率の削減を行う必要がない。

131. 先進国及び、それを行う立場にあると宣言する途上国は次のことをすべき。

(注: 以下は2005年香港閣僚宣言の付属書Fと同じ)

(a) 安定性、確実性及び予見可能性を確保する方法により、2008 年までに、または、実施期間の開始時まで、すべての後発開発途上国諸国を原産とするすべての産品に無税無枠の市場アクセスを持続的に提供すること。

(b) 上記の市場アクセスを供与することにつき、この時点で困難に直面する加盟国は、2008 年までに、または、実施期間の開始時まで、タリフラインによって定義される97%以上の後発開発途上国を原産とする産品に対し、無税無枠の市場アクセスを供与する。さらに、これらの加盟国は、類似の開発段階にある他の開発途上国への影響を考慮しつつ、また、適当な場合には、当初の対象産品のリストへの追加を次第に行うことにより、上記の義務の履行を漸進的に達成するための措置をとる。

(c) 途上国は約束を段階的に実施することを許されると共に、対象品目の範囲について適切な柔軟性を享受する。

(d) 後発開発途上国からの輸入に適用される特惠原産地規則が、透明かつ簡素であり、また、市場アクセスの円滑化に貢献することを確保すること。

G. 綿花の市場アクセス

132. 先進国、また、これを行う立場にある途上国は、実施期間の開始日より、LDCからの綿花輸出に対して無税無枠を供与しなければならない。
133. LDC綿花輸出国に無税無枠を供与する立場にない途上国は、実施期間開始日よりLDCからの綿花輸入の機会を増大するための可能性について前向きに検討する。

H. 小規模脆弱経済国

134. この合意の目的を達成するため、この(小規模脆弱経済国という)言葉は以下のような経済体に適用される。1999年から2004年の期間において、平均で(a)世界の商業貿易に占める割合が0.16%を超えない、(b)非農産品の世界貿易に占める割合が0.1%を超えない、及び(c)農産品の世界貿易に占める割合が0.4%を超えない。
135. 先進国、また、これを行う立場にある途上国は、小規模脆弱経済国の輸出関心品目に対して一層向上した市場アクセス改善を与えなければならない。
136. より具体的な規定は、この文書の他の部分に書かれている。

輸出競争

A. 輸出競争総則

137. 輸出競争に関するモダリティは、加盟国の譲許表に記されている約束を超えた、又は農業協定第8条と矛盾する農産物輸出に対する直接的又は間接的な助成を行う権利を与えるものと解釈してはならない。さらに、農業協定第10条第1項の下の義務と権利を変更したり、農業協定のその他の条項や農業協定以外のWTO関連諸協定に基づく現行の義務を減じるものと解釈してはならない。
138. 以下の条項は、2004年7月の枠組み合意及び香港閣僚宣言に基づく効果と同等の効果をもつ全ての形態の輸出補助金及び全ての輸出措置に対する規律を同時に確保するための詳細なモダリティを具体化するものである。

B. 輸出補助金に関する約束

139. 先進加盟国は2013年末までに輸出補助金を撤廃しなければならない。2010年末までに予算支出額ベースで50%削減。その後、残りの分について、2013年

末までに各年等量で全ての形態の輸出補助金を撤廃する。

140. 輸出補助金の数量についての削減約束は、[UR削減水準から各年等量で削減される。][当時の数量水準又はUR約束水準から20%削減した水準のいずれか低いものにて実施期間の開始から終了までの拡大の禁止として適用する。]。

141. 途上国は、各年等量にて、[]年までに輸出補助金を撤廃しなければならない。

142. 香港閣僚宣言に基づき、途上国は、全ての形態の輸出補助金の撤廃期日後、5年間は、農業協定第9条第4項の規定からの利益を享受する。

C. 輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険

143. 輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険は、附属書Dに定められた詳細な規律に従うものとする。

144. 附属書Dに定められた規律は、先進加盟国がドーハラウンドの実施期間の初日から適用され、180日の最大償還期間が180日は以下のスケジュールに従って適用される。

D. 農業輸出国家貿易企業

145. 農業輸出国家貿易企業は、附属書Eに定められた詳細な規律に従うものとする。

E. 国際食料援助

146. 国際食料援助は、附属書Fに定められた詳細な規律に従うものとする。

F. 綿花

147. 綿花に対する全ての形態の輸出補助金を、先進国は実施期間の開始までに撤廃しなければならない。途上国については、[]年までに撤廃しなければならない。

148. 全ての形態の輸出補助金の並行的撤廃に関する規律と約束、及び、輸出信用、

農業輸出国貿易企業及び国際食料援助と同等の効果を有する全ての輸出措置に関する規律が、綿花にどのように適用されるか、及び、そのスケジュールは、約束リストにおいて明確にされなければならない。

モニターと監視

149. これは非常に重要な分野である。これは2つのごく最近の主要提案で扱われている。すなわちケアンズグループ提案とG20提案であり、これらは未だ議論されていない。我々はこれらの直近の提案を、9月に、この分野のテキストを仕上げる観点から集中的に検討する。

その他

- A. 分野別のイニシアチブ
- B. 差別的輸出関税
- C. 地理的表示
- D. 輸出禁止及び制限

150. 輸出禁止及び制限に関する既存の規律を強化するため、農業協定第12条は次の要素を含むように改訂される。

151. 加盟国域内に存在する輸出禁止又は制限は、これらの規定が発効してから90日以内に農業委員会に通報されなければならない。

152. 農業協定第19条第7項に定められているとおり、どの加盟国も、他の加盟国から通報されてしかるべきとされる措置について、農業委員会に対し注意喚起を行ってもよい。

153. [実施期間の初日から数えて一年間をもって、食品及び飼料に関する輸出禁止又は制限を撤廃することとする。]

154. 上記の規定に関わらず、輸出禁止又は制限を講ずる加盟国及び影響を受ける輸入加盟国は、18ヶ月を超えない範囲内において一年を超える期間を設定することに合意することが認められる。これに関する合意について農業委員会に通報されなければならない。]

155. これらの措置を講ずる加盟国は、その継続を正当化する理由を通報しなければならない。

156. 農業委員会はこれらの義務に関して、通報に関する年次報告及び監視報告を作成しなければならない。

農業に関する協定の附属書二を次のように改める。

政府による役務の提供に係る施策

2 一般的な役務

2に次の(h)を加える。

(h) 基盤整備に関する役務の提供、土地の回復、土壌の保全及び資源の管理、干ばつ及び洪水の管理、農村における雇用のための施策、栄養の保障、所有権の付与、定住のための施策等、農村の開発及び貧困の軽減を促進するための開発途上加盟国における農業者の定住、土地の改革のための施策、農村の開発及び農村の生計の保障に関する政策及び役務

3 食糧安全保障のための公的備蓄

注1を次のように改める。

注1 この3の規定の適用上、透明性のある方法で運用され、かつ、公表された客観的な基準又は指針に従って実施される開発途上国における食糧安全保障のための政府の備蓄に係る施策(食糧安全保障のための食糧の備蓄が管理価格により取得され及び放出される施策を含む。)は、この3の規定に適合するものとみなされる。この場合において、取得価格と外部基準価格との差は、助成合計量に算入される。取得価格と外部基準価格との差は、第6条4に従い開発途上国のデミニミス百分率に含めることができる。

6 生産に関連しない収入支持

(a)を次のように改める。

(a) この支払を受けるための適格性は、定められた一定の変更されることのない過去の基準期間であって農業に関する委員会に通報されるものにおける収入水準、土地所有及び生産水準生産者又は土地所有者であるという事実、要素の使用、生産水準その他の明確に定められた基準に照らして決定される。例外的に基準期間を更新することは妨げられないが、次の(i)及び(ii)の条件を満たす場合に限り認められる。この支払を利用していないために通報を行っていない開発途上加盟国は、一定の変更されることのない適切な基準期間(注)を設定し、通

報することを妨げられない。

(i) 更新された基準期間自体が相当な年数の過去であること

(i i) 基準期間の更新の結果が生産者への支持に対して中立であるか、又はその支持を削減するものであること

注 開発途上加盟国は、自らの農業政策における革新の影響を十分に評価する能力を有していないことがある。したがって、一定の期間が付された実験的又は試験的な施策の基準期間は、この6の規定の適用上、一定の変更されることのない基準期間とは見なされない。

8 自然災害に係る救済のための支払（直接行われるもの又は収穫についての保険に係る事業への政府の財政的な参加により行われるもの）

(a)、(b) 及び (d) をそれぞれ次のように改める。

(a) この支払を受けるための適格性は、

(i) 災害に関連した直接支払の場合、自然災害又はこれに類する災害（病気の発生、有害動植物の大量発生、原子力事故及び当該加盟国の領域における戦争を含む。）が発生し又は発生しつつあることを政府の機関が公式に認めた後にのみ生ずるものとし、過去三五年間における又は過去五年間のうち生産が最大及び最小の年を除く三年間における生産の平均の三十パーセントを超える生産の損失（注）があることに基づいて決定される。開発途上加盟国については、生産の損失が過去五年間における又は過去五年間のうち生産が最大及び最小の年を除く三年間における生産の平均の三十パーセントに満たないときにおいても、生産者に対する自然災害に係る救済のための支払を行うことができる。

注 開発途上加盟国は、影響を受けた部門又は地域における生産の損失を総計により決定することができる。

(i i) 政府が収穫又は生産についての保険に係る事業に財政的に参加する場合、この支払を受けるための適格性は、保険数理上適切であると立証される期間における生産の平均の三十パーセントを超える生産の損失があることに基づいて決定される。開発途上加盟国政府が収穫又は生産についての保険にかかる事業に財政的に参加する場合、生産の損失が過去五年間における又は過去五年間のうち生産が最大及び最小の年を除く三年間における生産の平均の三十パーセントに満たないときにおいても、支払を受けるための適格性を生産者に与えることができる。

() 国内法令又は国際的な基準において特定される有害動植物、病気、病気を媒介する生物又は病気を引き起こす生物の防除のために家畜又は収穫物を廃棄した場合、生産の損失は、8 (a) (i) 又は 8 (a) (i

- i)において言及される生産の平均の三十パーセントに満たなくてもよい。
- (b)災害の発生に伴って行われるこの8の規定に基づく支払は、自然災害又は家畜若しくは収穫物の廃棄による収入、収穫物、家畜又は土地その他の生産要素の損失(獣医による家畜の処置に係る出費を含む。)についてのみ行う。
- (d)災害の発生中に行われるこの8の規定に基づく支払の額は、(b)に規定する損失の更なる発生を防止し又は緩和するために必要な水準を超えるものであってはならない。

1.1 投資援助による構造調整援助

(b)を次のように改める。

(b) いずれの年におけるこの支払の額も、(e)に規定する場合を除くほか、基準期間後のいずれかの年において生産者によって行われる生産の形態又は量(家畜の頭数を含む。)に関連し又は基づくものであってはならない。基準期間は一定の変更されることのないものであって、農業に関する委員会に通報されなければならない。例外的に基準期間を更新することは妨げられないが、次の(i)及び(ii)の条件を満たす場合に限り認められる。この支払を利用していないために通報を行っていない開発途上加盟国は、一定の変更されることのない適切な基準期間(注)を設定し、通報することを妨げられない。

(i)更新された基準期間自体が相当な年数の過去であること

(ii)基準期間の更新の結果が、生産者への支持に対して中立であるか、又はその支持を削減するものであること

注 開発途上加盟国は、自らの農業政策における革新の影響を十分に評価する能力を有していないことがある。したがって、一定の期間が付された実験的又は試験的施策の基準期間は、この1.1の規定の適用上、一定の変更されることのない基準期間とはみなされない。

1.3 地域の援助に係る施策による支払

(a)、(b)及び(f)をそれぞれ以下のように改める。

(a)この支払を受けるための適格性は、不利な地域の生産者のみが有する。そのような地域は、経済上及び行政上の明確な同一性を有する明確に指定された地理的に連続する区域であって、法令において明確に規定される中立的かつ客観的な基準(当該地域の困難が一時的な事情にとどまらない事

情から生ずることを示すもの)に照らして不利であると考えられるものでなければならない。開発途上加盟国は、不利な地域が地理的に連続する区域でなければならないという要件を免除される。

(b) いずれの年におけるこの支払の額も、基準期間後のいずれかの年において生産者によって行われる生産の形態又は量(家畜の頭数を含む。)に関連し又は基づくものであってはならない。ただし、当該生産の削減のために行う支払については、この限りでない。基準期間は一定の変更されることのないものであって、農業に関する委員会に通報されなければならない。例外的に基準期間を更新することは妨げられないが、次の(i)及び(ii)の条件を満たす場合に限り認められる。この支払を利用していないために通報を行っていない開発途上加盟国は、一定の変更されることのない適切な基準期間(注)を設定し、通報することを妨げられない。

(i) 更新された基準自体が、相当な年数の過去であること

(ii) 基準期間の更新の結果が、生産者への支持に対して中立であるか、又はその支持を削減するものであること

注 開発途上加盟国は、自らの農業政策における革新の影響を十分に評価する能力を有していないことがある。したがって、一定の期間が付された実験的又は試験的施策の基準期間は、この13の規定の適用上、一定の変更されることのない基準期間とはみなされない。

(f) 支払の額は、所定の地域において農業生産(家畜の生産を含む。)を行うことに伴う追加の費用又は収入の喪失に限定される。

小規模脆弱経済国

1. データは、1999年から2004年までの期間における世界の非農業貿易においてWTO加盟国が占める割合について以前事務局ペーパー(TN/MA/S/18)を作成するために使用された手法に基づいている。個々の加盟国のデータは2007年6月6日付国連商品貿易データベースから抜粋した。相当数の再輸出を除いた世界の輸出入合計は、事務局の2006年国際貿易統計を使用した。この期間を2000年から2005年に更新し、そして、CIF-FOBに関する調整は世界の輸入量を得るために穀物グループ毎に世界輸出に適用したが、これは総合的な結果の変更には至らない。国の平均は、データが存在する年に基づいて計算された。
2. 小規模脆弱経済国とは、1999年から2004年までの期間における平均的な割合が、(a) 世界の商品貿易において0.16%以下、(b) 世界のNAMA貿易において0.10%以下、そして、(c) 世界の農業貿易において0.40パーセント以下の国と定義づけられる。
3. 添付のテーブルには、国連経済社会理事会によりLDCと定義された加盟国及びデータのない加盟国を含まない。

農業に関する協定の新たな第10条2についての提案 輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険

一般規定

1. 本協定及び他の WTO 協定における規定に従い、加盟国は農産品輸出の融資のために、又は融資に関連して、直接的に若しくは間接的に、信用その他の関連するリスクを含め、支援を実施してはならず、また支援が実施されるようにしてはならない。各加盟国はこのため、この条に従って行う場合を除くほか、輸出融資支援を行わないことを約束する。

規律の対象となる輸出融資支援の形態と提供者

2. この条の規定の適用上、「輸出融資支援」には、農産品輸出の融資のための支援又は融資に関連する支援のうち、次のいずれかの形態を含む。
 - (a) 直接融資支援(直接信用及び直接融資、リファイナンス並びに金利支援を含む。)
 - (b) リスク補てん(輸出信用保険、再保険及び輸出信用保証を含む。)
 - (c) 専ら債権国からの農産品の輸入に関する政府間信用契約((輸入に伴う)リスクの一部又は全部を輸出国政府が引き受ける場合に限る。)
 - (d) その他のあらゆる形態の、直接的又は間接的な政府輸出信用支援(繰延べ請求及び外国為替リスクヘッジを含む。)
3. この条の規定は、全国的規模のものであるか又は地方的規模のものであるかを問わず、次の事業体(以下、「輸出融資事業体」という。)によって又は当該事業体のために実施される輸出融資支援について適用される。
 - (a) 政府の省、部局又は法定の機関
 - (b) 政府が持分、貸し付け又は損失の引き受けにより関与している輸出融資支援を実施するすべての金融機関又は団体
 - (c) 農産品輸出国貿易企業
 - (d) 政府若しくは政府機関に代わって、又はその指示を受けて活動するすべての銀行その他の民間の信用保険及び信用保証金融機関

条件

4. 輸出融資支援は次に規定する条件に従って実施されなければならない。

- (a) 最長返済期間: 支援される輸出信用の最長返済期間は、貸付期間の開始日から最終の支払の契約上の日での終了までの期間が、180 日を超えてはならない。
- (b) 利子の支払: 利子は支払可能なものでなければならない。「利子」には保険若しくは保証の提供者のための、又は金融信用、銀行手数料若しくは輸出信用に関連する手数料のための保険料その他の手数料、及び輸入国によって課される源泉徴収税を含まない。
- (c) 最低利率: 輸出融資支援及び、輸出契約のもとで支払の繰延べにより得られた利益に関連して、信用(場合によっては、売り手、商業、地方、政治及び主権の信用リスクを反映したリスク手数料は含まれない別個のもの)の対象となっている通貨に対し、適用可能な Libor(ロンドン銀行間出し手金利)に加え、少なくとも[0.5%]の価格差が加算されていなければならない。
- (d) 直接融資支援、輸出信用保証、並びに輸出信用保険及び再保険における返済不履行のリスクの範囲に関する保険料: 保険料は支払われなくてはならず、保険料は市場に基づくものでなければならない。市場に基づく保険料が存在しない場合にはリスクに基づいたものでなければならない。保険料はこれらの規律の規定に従った当該プログラムまたはその一部が、3.4(g)で定義される自己融資であることを確保されなければならない。保険料は信用の残存元本価格に対する百分率で示されなくてはならず、輸出が行われる月の翌月の終わりまでに全額支払われなくてはならない。保険料の払戻は認められない。
- (e) 危険分担: 輸出融資支援の形態で実施される保証金は取引価格の[90]%を超えてはならない。
- (f) 外国為替リスク: 輸出信用、輸出信用保険、輸出信用保証及び関連する財政支援は自由に取引される通貨で実施されなければならない。輸入国の通貨で返済することができる信用から生ずる外国為替債権額は、提供者、貸し手及び保証人への市場リスクと借入リスクを増加させないような形で、完全なリスクヘッジを行わなければならない。リスクヘッジの費用は、本項に従って設定された保険料に組み入れられ、加算されなければならない。
- (g) 自己融資: 本条の規定に従った輸出融資支援プログラム又はその一部は自己融資でなければならない。自己融資とは、こうしたプログラムやその一部が、徴収される保険料によって、[4][5]年の期間を通じて全ての運営費用と損失をまかなうよう運営する能力とする。後に続くおのおのの期間は、自己融資規則に従う必要がある。
- (h) 損失予防措置: 債務措置の繰延べの過程で、多数国間で足並みそろえて合意される場合を除き、本項の条件の回避となるような方法で、返済期間の見直しや

債務の再構築を行ってはならない。

不適合融資支援

5. この条 3.4 の規定に適合していない、又は本協定の第 3 条 3 と第 9 条の下で別段認められている場合に実施される輸出融資支援（以下、「不適合融資支援」とする。）は、この協定の適用上、輸出補助金を構成し、このため、加盟国の輸出補助金廃止計画における約束水準の範囲内で廃止されることとなる。

特別のかつ異なる待遇

6. 輸出信用を供与する開発途上国は、次の要素からなる利益を得る資格を有する。

- (a) 最長返済期間は、先進加盟国に与えられたものの[2]倍とする。
- (b) 4(c) で規定されている最低利率は、国際的な借入れ及び Basel II norm に適合するのに必要な資金のための追加借入れに関する源泉徴収税を考慮して調整される。このような要素はこの条の適用上、輸出補助金とは見なされない。
- (c) 4(f) の規定の例外として、開発途上加盟国は自由に取引されるものではない通貨で備える (hedge) ことができる。
- (d) 4(g) に含まれる自己融資の期間は、開発途上国については最短でも[6][7.5]年とする。
- (e) 4(h) の適用上、純粹に財政難が理由となる場合には、予定される債務不履行を防ぐ、又は切り詰めるために、債務の繰延べは商業入札のためのものと同じ条件に付すべきである。
- (f) [その他]

7. G/AG/5/Rev.8 に掲げられた後発開発途上国と食糧純輸入開発途上国は、それらの国に関して 270 日と[]の返済期間の許可を含む、異なるかつ一層有利な待遇を受けることができる。

8. 輸入開発途上加盟国の要請があり、通常国際的な食糧援助、商業的な輸出信用、優先的な資金供与を行う国際的機関では十分にカバーできない例外的状況において、加盟国は 3.4(b) から (g) までの規定の条件に本来ならば適合しない、農業輸出信用を引き受けるための一時的な政府融資措置を執ることができる。関係する輸入開発途上加盟国は、この条の関連規定で認められている以上に有利な条件を正当化するような状況を、利害関係のある輸出加盟国が意見を述べるための機会を得るために、関係品目の詳細を添えて、農業に関する委員会に書面により通告しな

なければならない。加盟国は、こうした例外的な状況のために定められたより有利な条件について、あらかじめ通告しなければならない。例外的な状況における一時的な政府融資措置の、最長返済期間は、360日を超えてはいけない。

9. 加盟国は、前項に規定する例外的状況において、本協定に基づく輸出補助金の約束や義務について損なったり又は回避したりしないよう、前項の条件と厳密に一致した行動を取ることを確保しなければならない。

農業に関する協定の新たな第10条の2についての提案 農産品輸出国家貿易企業

1. 加盟国は、農産品輸出国家貿易企業が、次の規定に従い、かつ、これらの規定に従うことを条件として1994年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条、1994年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条の解釈に関する了解及び他の1994年の関税及び貿易に関する一般協定の関連規定、農業に関する協定の規定並びに他のWTO協定の規定に従って運営されることを確保する。

機関

2. この条の規定の適用上、農産品輸出国家貿易企業とは、政府又は非政府の企業（販売に従事する機関を含む。）であって、購入及び輸出販売を通じ農産品の輸出の水準又は仕向け先に影響を及ぼす排他的又は特別な権利又は特権（法令又は憲法上の権限を含む。）を付与されたものをいう。

規律

3. 加盟国は、2に規定する農産品輸出国家貿易企業についての貿易を歪めるような措置の撤廃を確保するため、
 - (a) 食糧援助及び輸出信用に関するものを含むすべての形態の輸出補助金の撤廃と併せ、かつ、これに応じて次のものを撤廃する。
 - () 農業に関する協定第1条(e)に規定する輸出補助金であって、現に農産品輸出国家貿易企業に対して交付され、又は農産品輸出国家貿易企業により交付されているもの
 - () 市場における利子よりも低い率で提供される、農産品輸出国家貿易企業に対する政府の融資、資本を利用する優先的な機会又はその他の特別な特権であって政府の融資若しくはリファイナンスの制度、借入れ、貸付け若しくは商業借入れ若しくは貸付けに関する政府保証に関するもの
 - () 農産品輸出国家貿易企業が行う輸出販売に関する損失の政府による直接的若しくは間接的な引受け、費用の償還又は農産品輸出国家貿易企業に対して負う、若しくは農産品輸出国家貿易企業が負う債務の軽減若しくは帳消し
 - () [2013年後における農産品輸出国家貿易企業に対する輸出独占権の行使]

- (b) 農産品輸出貿易国家企業による独占権が、()から()までの規定を法律上又は事実上実効的に回避するような方法で行使されることのないことを確保する。

特別のかつ異なる待遇

4.3(a)()及び(b)の規定にかかわらず、

- (a) 後発開発途上加盟国における農産品輸出国家貿易企業(国内消費者物価の安定性の維持及び食糧安全保障のために特別の特権を享受するものを含む。)は、この協定及び他のWTO協定の規定に反しない限りにおいて、農産品の輸出に関する独占権を維持し、又は行使することを認められる。
- (b) 開発途上加盟国における農産品輸出国家貿易企業であって、国内消費者物価の安定性の維持及び食糧安全保障のために特別の特権を享受するものは、この協定及び他のWTO協定の規定に反しない限りにおいて、農産品の輸出に関する独占権を維持し、又は行使することを認められる。
- (c) 開発途上加盟国又は後発開発途上加盟国が農産品の輸出に関する独占権を伴う農産品輸出国家貿易企業を有している場合には、当該企業が当該独占権を有している目的が、「国内消費者物価の安定性の維持及び食糧安全保障のため」であると見なすことができないときであっても、当該企業は当該独占権を引き続き維持し、又は行使することが認められる。ただし、農産品及び関連産品の世界的な輸出に対して当該企業の輸出の占める割合が5%未満であって、かつ、連続した三年の間その水準を超えないこと、並びにこの協定及び他のWTO協定の規定に反しないことを条件とする。

監視及び監督

5. 農産品輸出国家貿易企業を有する加盟国は、毎年、農業に関する委員会に対し、当該企業の性質及び活動に関連する情報を通報する。当該通報は、実効的に透明性を確保するため、標準的なWTOにおける慣行及び通常のコモディティの秘密の保護に関する考慮に適合し、1に規定する企業に対して付与されるすべての排他的又は特別な権利又は特権についての時宜を得た、かつ、透明性のある情報の提供であることを必要とする。加盟国は、他のWTO協定の規定に基づき通報される場合を除くほか、金融の性質を有するものを含むすべての特別な権利及び特権により農産品輸出国家貿易企業に対して与えられるすべての利益を通報する。他の加盟国からの要求がある場合、農産品輸出国家貿易企業を有する加盟国は、通常のコモディティの秘密の保護に関する考慮を行うことを条件として、当該企業による農産品の輸出販売並びに輸出された産品の種類、量、輸出価格及び輸出先に関して要求された情報を提供する。

農業に関する協定の新たな第10条4についての提案
国際的な食糧援助

1. 加盟国は、国際的な食糧援助(以下「食糧援助」(注)という。)の適切な水準を維持すること、食糧援助の受益国の利益を考慮すること及び本条の規定が緊急事態における食糧援助の提供を意図せずして妨げないことについての約束を再確認する。加盟国は食糧援助による商業上の代替の廃止を確保する。

注 他に定めがある場合を除くほか、食糧援助の語は、現物及び現金双方による食糧援助の提供を指すものとして用いられる。

一般規定

2. 加盟国は、すべての食糧援助が、セーフボックスに含まれるものであるか否かを問わず、次の規定に従って行われることを確保する。
 - (a)食糧援助はニーズに対応して行われる。
 - (b)食糧援助は完全に贈与の形で提供される。
 - (c)食糧援助は農産品又は他の产品及びサービスの商業的輸出と直接的にも間接的にも関連付けられない。
 - (d)食糧援助は供給加盟国による市場開発の目的と関連付けられない。
 - (e)食糧援助として提供された農産品は、商業的に再輸出することができない。非商業的な再輸出は、実施手段上の理由であって、緊急事態にある他の国に対して緊急に食糧援助を実施するために、関連する国際連合の機関又は関連する地域的若しくは国際的な政府間機関若しくは団体が実施する食糧援助の不可分の一部として行われる場合にのみ認められる。
3. 食糧援助の提供は、現地の市場における同種の產品又は代替產品の状況を十分に考慮して行われる。加盟国は、現地又は地域における同種の產品又は代替產品の生産に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある状況においては、現物による食糧援助の提供を差し控える。加盟国は、可能な限り現地又は地域の供給源から食糧援助のための調達を行うことを奨励される。ただし、当該市場における基礎的な食糧の入手可能性及び価格が不当に害さないことを条件とする。加盟国は、現金による食糧援助の提供を一層増大させることに向けた最大限の努力を行うことを約束する。

緊急食糧援助のためのセーフボックス

4. 緊急事態における食糧援助の提供に対し、意図しない障害が生じないことを確保するため、そのような状況において提供される食糧援助(現金によるものであるか、現物によるものであるかを問わない。)は、セーフボックスの範囲に含まれ、したがって、相殺措置の対象とならない。ただし、次の(a)又は(b)の条件を満たし、かつ、次の(c)の条件を満たす場合に限る。

(a) 援助を受けようとする国又は国際連合の事務総長が緊急事態の宣言を行うこと。

(b) 国(注)、世界食糧計画及び国連統一アピール・プロセスを含む関連する国際連合の機関、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟並びに【関連する地域的若しくは国際的な政府間機関又は伝統的にこれらの機関と協力して活動しており、権威のある非政府の人道団体】からの緊急アピールがなされること。

注 非政府の組織は、支援を提供する加盟国又は支援を享受する加盟国のいずれかと協力して活動することにより、この発動に関与することができることと了解される。

(c) 世界食糧計画を含む関連する国際連合の機関、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟(注)並びに【関連する地域的若しくは国際的な政府間機関又は伝統的にこれらの機関と協力して活動しており、権威のある非政府の人道団体】によるニーズ評価が行われること。

注 ニーズ評価は、援助受益国の政府が関与して行われるべきであり、関連する地域の政府間組織又は非政府組織が関与することもできる。

5. 援助の発動後、ニーズ評価の結果が出るまでの期間は、この協定の規定の適用上、【3】月間とする。当該期間の間は、関連する食糧援助はいかなる場合であっても、相殺措置の対象とならない。ただし、ニーズ評価に責任を有する関連する国際連合の機関が、この期間のうちに否定的な評価を与えていないことを条件とする。この期間のうち又はこの期間の終了までに、関連する国際連合の機関が肯定的なニーズ評価を行った場合には、当該食糧援助はその後セーフボックスにとどまるものとなる。

6. 【セーフボックス内の援助につき、現金化は認められないこととする。】

7. 透明性を確保するため、援助の受益国は、6月毎に事後通報を行うことが求められる。

8. 4の規定に従った食糧援助は、緊急事態が発生した後の継続的な真のニーズについての評価において必要とされる限り供給される。かかる判断は、関連する国際連合の機関が行う。

非緊急事態における食糧援助の規律

9. セーフボックスに含まれない食糧援助は、商業代替につながる限りにおいて相殺措置の対象となる。緊急事態以外の状況において提供される現物による援助であって、次に掲げる基準を満たさないものは、商業代替を生じさせ、輸出補助金に関する約束を回避するものとみなされる。

10. セーフボックスに含まれない現物による食糧援助は、次の(a)から(d)までのすべての基準を満たさなければならない。

(a)国際連合の専門機関と協力関係にある非政府の人道的団体を含む特定された多数国間の第三者機関によるニーズ評価に基づいていること。

(b)特定の脆弱な人々の集団を対象としていること。

(c)具体的な開発上の目的又は栄養上の必要性に対応するものであること。

(d)現物による食糧援助の現金化は、受益国への食糧援助の引渡しに直接的に関連する活動の資金を調達するために必要な場合又は農業生産に投入される要素の調達のために必要な場合【以外は禁止される。】【に限るよう加盟国は努力する。】このような現金化は関連する国際連合の機関及び食糧援助の受益国の下で行われる。

監視及び監督

11. 食糧援助を提供する加盟国は、毎年、農業に関する委員会に対し、以下のデータを通報する。